

発行 / 高浜市商工会

〒444-1333

愛知県高浜市沢渡町4-6-2

TEL (0566) 53-1827

FAX (0566) 53-5661

HP: <https://www.takahama-shokokai.com>

E-mail: takahama@aichiskr.or.jp



2021. 6. 10

高浜市商工会会員数 = 968事業所 (令和3年4月23日現在)



令和3年度 第61回 通常総代会 開催

令和3年5月20日(木)午後4時より、高浜市やきものの里かわら美術館において「第61回 通常総代会」が開催され、令和2年度事業報告・収支決算、令和3年度事業計画・収支予算をはじめ、上程されたすべての議案が原案通り可決承認されました。

高浜市商工会 令和3年度重点事業

(1) 地域総合振興事業

- ① 高浜市商工会あり方検討事業
- ② 高浜市との連携事業
- ③ 地域資源の普及啓発推進事業
- ④ 雇用対策事業
- ⑤ 中小企業共済制度加入促進事業
- ⑥ 会員増強事業

(2) 経営改善普及事業

- ① 窓口及び巡回相談・指導事業
- ② 新型コロナウイルス感染症対策相談事業
- ③ 創業支援事業
- ④ 伴走型小規模事業者支援推進事業

高浜市商工会 令和3年度一般会計収支予算

収入の部		単位(円)
科目	金額	
1 会費特別賦課金収入	13,942,000	
2 補助金収入	53,312,000	
3 手数料使用料等収入	10,029,000	
4 臨時収入	222,000	
5 前期繰越収支差額	15,451,000	
合計	92,956,000	

支出の部

科目	金額	単位(円)
1 地域総合振興事業費	8,242,000	
2 補助対象職員の設置費	43,416,000	
3 経営改善普及事業費	15,496,000	
4 管理費	12,774,000	
5 繰入引当支出	1,001,000	
6 予備費	12,027,000	
合計	92,956,000	

月次支援金

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和

給付額

中小法人等 ➡ 上限 **20** 万円/月 個人事業者等 ➡ 上限 **10** 万円/月 を支給します。

給付額 ➡ 2019年または2020年の基準月※1の売上ー2021年の対象月※2の売上

※1 2019年または2020年における対象月と同じ月。

※2 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置（以下「対象措置」という）が実施された月のうち、対象措置の影響を受けて、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少した2021年の月。

一時支援金または月次支援金を受給された方の申請の流れ

はじめて申請される方は裏面をご確認ください

2回目以降の申請手続きが簡単（2 STEPのみ）になります。

STEP1 マイページから、必要情報を入力

**事前確認が不要！
その他書類が不要！**

STEP2 2021年の対象月の売上台帳※3を添付

※3 一時支援金を受給していても、月次支援金を初めて申請される場合は、宣誓・同意書も提出していただきます。

給付対象

詳しくはホームページでご確認ください

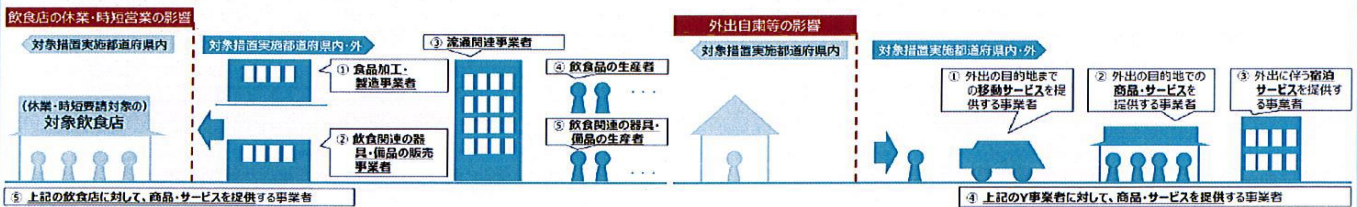
①と②を満たせば、業種/地域を問わず給付対象となり得ます。

① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う

飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること※3

② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて **50%以上減少** していること

※3 2021年4月以降に実施される対象措置に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること。または、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けている事業者が対象です。



申請期間

4月分/5月分：2021年6月中下旬～8月中下旬
6月分：2021年7月1日～8月31日

※原則、対象月の翌月から2ヶ月間を申請期間とします。

商工会は税務、経理を的確にサポートします。

持続化給付金、融資相談等で売上帳など財務諸表の提出を求められる機会が増えております。商工会では個人事業者に代わって、財務諸表や決算書をコンピューターで作成し、データーをもとに経営改善の提案、節税対策のアドバイス、確定申告のお手伝いをします。

手数料等につきましては商工会までお問い合わせください。